

資料 3 - 1

COP10 以降に策定された各国の生物多様性国家戦略

(環境省調べ)

- CBD 事務局のウェブサイト¹によれば、COP10 以降に生物多様性国家戦略・行動計画 (NBSAP) を提出したのは以下の 10 国・地域 (策定時期を考慮すると CBD 戦略計画をある程度反映していると考えられるのは EU、イギリス、フランス、スペイン、アイルランド、セルビアの 6 国・地域。)
- 主なものとして EU、イギリス、フランスの戦略及びその概要を示す (別紙参照)。

国名	タイトル	公開・承認日	SCBD 受領日	言語	頁数
EU	我らのいのちの保証、我らの自然資産: 2020 年までの EU 生物多様性戦略 http://ec.europa.eu/environment/nature/biodiversity/comm2006/2020.htm	2011.05.03 2011.06.21		英 ほか	16 (英)
	伊 生物多様性国家戦略 http://www.coe.int/t/dg4/cultureheritage/nature/bern/news/malta/Presentations/IAS_Italy.pdf	2010 年 10 月	2010.12.22	伊	204
	英国 生物多様性 2020: イングランドの野生生物及び生態系サービスのための戦略 http://www.defra.gov.uk/publications/2011/08/19/pb13583-biodiversity-strategy-2020/	2011.08.19		英	45
	仏 生物多様性国家戦略 2011-2020 http://www.cbd.int/doc/nbsap/nbsapcbw-eur-03/Nuzzo_general-SNB_04-04-11_pour-Vilm-EN%20v4.pdf		2011.05.20	英 仏	41 (英)
	西 自然資産と生物多様性の戦略計画 2011-2017 http://www.cbd.int/doc/world/es/es-nbsap-v3-es.pdf	2011.09.16 2011.09.30		西	210
	アイルランド アイルランドの生物多様性国家戦略 2011-2016 http://www.cbd.int/doc/world/ie/ie-nbsap-v2-en.pdf		2012.1.17	英	66
セルビア	生物多様性戦略 2011-2018 http://www.undp.org.rs/index.cfm?event=public.publicationsDetails&revid=6CC481D8-CDDE-B759-54822E43BBF1EAE0	2011 年	2011.05.16	英	138
ベラルーシ	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する戦略 2011-2020	2010.11.11	2011.01.06	英	22
豪州	オーストラリアの生物多様性保全戦略 2010-2030 http://www.environment.gov.au/biodiversity/publications/strategy/index.html	2010 年 10 月	2011.01.26	英	98
ベネズエラ	生物多様性保全のための国家戦略 2010-2020	2010 年	2011.04.01	西	52

- ・ URL は当該国政府ウェブサイトや当該国による関連プレゼン資料、もしくは国際機関による解説サイト
- ・ 国家戦略本文へのリンクは次項以降の各国ページで設定してある

¹ <http://www.cbd.int/nbsap/about/latest/>

①EU (European Union) ※環境省仮訳

「我らのいのちの保証、我らの自然資産：2020年までのEU生物多様性戦略」(16ページ)

2011年6月に承認された。COP10で採択された戦略計画と名古屋議定書による世界的なマンドレートにも対応する。本戦略の整合性のとれた実施を確保するための行動についてEUとして更に議論することが合意されている。また、2012年までに戦略の実施状況を監視・評価・報告するための統合的枠組みが開発されることになっており、その主要構成要素としてEU生物多様性2010年ベースラインと更新されたEU生物多様性指標を挙げている。

本戦略は、2050年までのビジョンと2020年までの見出し目標を示し、その達成を助ける相補的・相互依存的な6つの主要目標と20の行動を設定している。その上で、本戦略の実施に向けた社会全体での取り組みの必要性を指摘している。2014年に本戦略の中間見直しを行う予定としている。

生物多様性政策の基礎

2050年に向けたビジョン

2050年までに、EUの生物多様性とその提供する生態系サービス-生物多様性の自然資産-が、生物多様性の本質的な価値と人間の福利と経済的繁栄に対する不可欠の貢献により、保護され、価値が認められ、適切に回復されることにより、生物多様性の損失により惹起される破滅的な変化が回避される。

見出し目標

2020年までにEUにおける生物多様性と生態系サービスの損失を止め、可能な限りにおいてそれらを回復する。同時に地球規模での生物多様性損失回避への貢献を強化する。

様々な恵みをもたらす自然資産の価値評価

TEEBにも言及しつつ、自然の潜在的価値の評価がEUの戦略的な方向性に合致すると指摘(資源効率性の高い経済、より気候変動に対して強靱かつ低炭素な経済、研究開発の先導、新しい技能・雇用・ビジネス機会)。

知識に立脚した政策

農林業に関するEU共通政策への生物多様性モニタリングの導入等。IPBESにも言及。

今後10年の行動の枠組み

主要目標：6目標

- ・生物多様性と付随する生態系サービスの保護と回復：目標1、2
- ・農林業による寄与の強化と、生物多様性への主要圧力の削減：目標3、4、5
- ・地球規模の生物多様性への貢献の強化：目標6

とるべき行動：20の行動。戦略の付属文書の中で掲載。

- ・目標1(野鳥指令と生息地指令の完全な実施)：4つの行動
- ・目標2(生態系とそのサービスの再生・回復)：3つの行動
- ・目標3(生物多様性の管理と強化に対する農林業の寄与の増大)：5つの行動
- ・目標4(漁業資源の持続可能な利用の確保)：2つの行動
- ・目標5(侵略的外来種対策)：2つの行動
- ・目標6(生物多様性の世界的損失の回避支援)：4つの行動

連帯

幅広いステークホルダーの参画が不可欠。資源動員、加盟国間の実施の一貫性の必要性が必要。

表 EU の生物多様性戦略

<p>2050 年に向けたビジョン： 2050 年までに、EU の生物多様性とその提供する生態系サービス—生物多様性の自然資産—が、生物多様性の本質的な価値と人間の福利と経済的繁栄に対する不可欠の貢献により、保護され、価値が認められ、適切に回復されることにより、生物多様性の損失により惹起される破滅的な変化が回避される。</p>	
<p>見出し目標： 2020 年までに EU における生物多様性と生態系サービスの損失を止め、可能な限りにおいてそれらを回復する。同時に地球規模での生物多様性損失回避への貢献を強化する。</p>	
生物多様性と付随する生態系サービスの保護と回復	<p>目標 1：野鳥指令と生息地指令の完全な実施</p>
	<p>行動 1 Natura2000 ネットワークの完成と良好な管理の確保</p>
	<p>行動 2 Natura2000 サイトの適切な予算確保</p>
	<p>行動 3 ステークホルダーの意識と関与の向上と法執行の改善</p>
	<p>行動 4 モニタリングと報告の改善と効率化</p>
	<p>目標 2：生態系とそのサービスの再生・回復（劣化した生態系の 15%を再生）</p>
	<p>行動 5 EU における生態系とそのサービスについての知識の向上</p>
<p>行動 6 グリーン・インフラの再生と利用促進のための優先度設定</p>	
<p>行動 7 生物多様性と生態系サービスのノーネット・ロスの確保</p>	
農林業による寄与の強化と、生物多様性への主要圧力の削減	<p>目標 3：生物多様性の管理と強化に対する農林業の寄与の増大</p>
	<p>行動 8 共通農業政策における環境公共財への直接支払の強化</p>
	<p>行動 9 農村開発への生物多様性保全の取り込み</p>
	<p>行動 10 欧州の農業遺伝的多様性の保全</p>
	<p>行動 11 森林所有者に対する森林生物多様性の保護・強化の奨励</p>
	<p>行動 12 生物多様性関連措置の森林管理計画への統合</p>
	<p>目標 4：漁業資源の持続可能な利用の確保</p>
	<p>行動 13 漁業資源の管理改善</p>
	<p>行動 14 漁業資源、種、生息地、生態系への悪影響の排除</p>
	<p>目標 5：侵略的外来種対策</p>
<p>行動 15 EU の植物・動物衛生体制の強化</p>	
<p>行動 16 侵略的外来種に関する法的措置の策定</p>	
地球規模の生物多様性への貢献の強化	<p>目標 6：生物多様性の世界的損失の回避支援</p>
	<p>行動 17 生物多様性損失の間接（根本）要因の削減</p>
	<p>行動 18 世界の生物多様性保全のための追加的資源の動員</p>
	<p>行動 19 生物多様性に害のない（biodiversity proof）EU の開発協力</p>
<p>行動 20 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の管理（名古屋議定書実施のための法案準備）</p>	

1. INTRODUCTION	
2. A NEW FOUNDATION FOR EU BIODIVERSITY POLICY	
2.1. A DUAL MANDATE FOR ACTION	
<i>The EU mandate, 2050 vision, 2020 headline target, The global mandate</i>	
2.2. VALUING OUR NATURAL ASSETS TO DELIVER MULTIPLE BENEFITS	
2.3. BUILDING ON THE BIODIVERSITY KNOWLEDGE BASE	
3. A FRAMEWORK FOR ACTION FOR THE NEXT DECADE	
3.1. CONSERVING AND RESTORING NATURE	
<i>Target 1</i>	
3.2. MAINTAINING AND ENHANCING ECOSYSTEMS AND THEIR SERVICES	
<i>Target 2</i>	
3.3. ENSURING THE SUSTAINABILITY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES	
<i>Target 3*, Target 4:</i>	
3.4. COMBATING INVASIVE ALIEN SPECIES	
<i>Target 5:</i>	
3.5. ADDRESSING THE GLOBAL BIODIVERSITY CRISIS	
<i>Target 6:</i>	
3.6. CONTRIBUTIONS FROM OTHER ENVIRONMENTAL POLICIES AND INITIATIVES	
4. WE ARE ALL IN THIS TOGETHER	
4.1. PARTNERSHIPS FOR BIODIVERSITY	
4.2. MOBILISING RESOURCES TO SUPPORT BIODIVERSITY AND ECOSYSTEM SERVICES	
4.3. A COMMON IMPLEMENTATION STRATEGY FOR THE EU	
5. FOLLOW-UP	
ANNEX	
TARGET 1: FULLY IMPLEMENT THE BIRDS AND HABITATS DIRECTIVES	
Action 1: Complete the establishment of the Natura 2000 network and ensure good management	
Action 2: Ensure adequate financing of Natura 2000 sites	
Action 3: Increase stakeholder awareness and involvement and improve enforcement	
Action 4: Improve and streamline monitoring and reporting	
TARGET 2: MAINTAIN AND RESTORE ECOSYSTEMS AND THEIR SERVICES	
Action 5: Improve knowledge of ecosystems and their services in the EU	
Action 6: Set priorities to restore and promote the use of green infrastructure	
Action 7: Ensure no net loss of biodiversity and ecosystem services	
Target 3: INCREASE THE CONTRIBUTION OF AGRICULTURE AND FORESTRY TO MAINTAINING AND ENHANCING BIODIVERSITY	
Action 8: Enhance direct payments for environmental public goods in the EU Common Agricultural Policy	
Action 9: Better target Rural Development to biodiversity conservation	
Action 10: Conserve Europe's agricultural genetic diversity	
Action 11: Encourage forest holders to protect and enhance forest biodiversity	
Action 12: Integrate biodiversity measures in forest management plans	
TARGET 4: ENSURE THE SUSTAINABLE USE OF FISHERIES RESOURCES	
Action 13: Improve the management of fished stocks	
Action 14: Eliminate adverse impacts on fish stocks, species, habitats and ecosystems	
TARGET 5: COMBAT INVASIVE ALIEN SPECIES	
Action 15: Strengthen the EU Plant and Animal Health Regimes	
Action 16: Establish a dedicated instrument on Invasive Alien Species	
TARGET 6: HELP AVERT GLOBAL BIODIVERSITY LOSS	
Action 17: Reduce indirect drivers of biodiversity loss	
Action 18: Mobilise additional resources for global biodiversity conservation	
Action 19: 'Biodiversity proof' EU development cooperation	
Action 20: Regulate access to genetic resources and the fair and equitable sharing of benefits arising from their use	
	http://www.cbd.int/doc/world/eur/eur-nbsap-v2-en.pdf

②英国 (United Kingdom) ※環境省仮訳

「生物多様性 2020：イングランドの野生生物と生態系サービスのための戦略」

2011年8月に公表された。45頁と比較的コンパクトにまとめられている。自然環境白書(2011年6月)に基づき、今後10年の生物多様性政策の方向性を打ち出したものとなっている。CBDの戦略計画、EUの生物多様性戦略を踏まえて作成されている。

愛知目標の時間枠に合致する2050年までのビジョン、2020年までのミッションを掲げた上で、陸上生息地、海洋生息地、種、人という4つの分野における定量的もしくは定性的な成果目標を掲げ(第I章)、それを実現するための優先行動を愛知目標の分類(戦略目標)に沿う形で提示している(第II章)。

その上で戦略の達成に向けた手段と評価の枠組みとして、達成計画の策定、戦略のガバナンス、地方支援、達成評価の手法等について記述している(第III章)。

第I章：野心的な展望

ビジョン：2050年までに我々の陸域と海域が野生動物豊かな場所となり、生物多様性が評価され、保全され、回復され、持続可能に管理され、より回復力に富み、変化に適応できるようにすることで、重要なサービスを提供し、全ての人に恵みを与えるようになっていること。

ミッション：野生生物及び人間に恵みをもたらす、より多くかつより良い自然のための場所の存在により、生物多様性全体の損失を食い止め、健全で良好に機能する生態系を支援し、相補性のある生態学的ネットワークを確立すること。

高次の成果目標

1. 陸域の生息地と生態系(陸水環境を含む)

1A：より良い野生生物の生息地(90%以上の優先生息地が好ましいかもしくは回復条件にあること等)

1B：より広大で、より分断されていない野生生物のための土地(優先生息地全体が最低20万ヘクタール等)

1C：実効的かつ統合された合同アプローチによる保全(2020年までに陸域及び陸水域の少なくとも17%)

1D：劣化した生態系の15%を再生(気候変動に対する緩和・適応への貢献)

2. 海域の生息地、生態系、及び漁業

2A：2016年末までに25%を超える英国の水域が、良好に管理された海洋保護区ネットワークに含まれていること

2B：2020年までに漁業資源を持続可能な形で収穫・管理していること

2C：2022年までに英国の海域すべてをカバーする海洋計画を有していること

3. 種

2020年までに、野生生物の状況が全体的に改善し、人間による既知の絶滅危惧種の更なる絶滅が回避されている

4. 人

生物多様性の価値についての国民の理解と意見が、保全措置の受容と採択に強い影響を有していること

第II章 優先行動(表1)

4つの優先分野(CBD戦略計画に基づくもの)と22の優先行動

- ・より統合された大規模保全アプローチ(愛知目標の戦略目標C及びD)：4つの主要行動
- ・生物多様性政策の中心に人を据える(愛知目標の戦略目標A)：3つの主要行動
- ・環境負荷の削減(愛知目標の戦略目標B)：12の主要行動(生物多様性に直接影響を与える部門：農業、林業、計画・開発、水資源管理、海洋管理、漁業。その他の直接的負荷：大気汚染、侵略的外来種)
- ・知識の向上(愛知目標の戦略目標E)：3つの主要行動

第 III 章 達成手段と評価

- ・ 達成計画の策定
- ・ 生物多様性戦略の管理、調整、報告のための、目的に沿って整理された統治組織の設置
- ・ 達成状況を評価するための指標の開発（状態指標中心、優先行動を評価するための対応及び負荷に関する指標も少数作成する等）

BOX 1 イングランドの国家戦略の目次

Foreword by the Secretary of State for Environment, Food and Rural Affairs

Executive Summary

Chapter 1: Our ambition Defining success – the vision and mission – and what outcomes we want to achieve over the next ten years

Chapter 2: Priorities for action – the strategy to 2020

- ・ a more integrated large-scale approach to conservation on land and at sea
- ・ putting people at the heart of biodiversity policy
- ・ reducing environmental pressures
- ・ improving our knowledge

Chapter 3: Delivering the strategy and measuring progress

Explaining the components of the supporting and enabling framework for delivery of the strategy

Annex A: Summary of priorities and key actions

Annex B: Convention on Biological Diversity (CBD) Strategic Plan ‘Aichi’ targets

Annex C: Table showing linkages between the strategy’s priorities/actions and (i) the strategy’s outcomes, (ii) the Convention on Biological Diversity (CBD) ‘Aichi’ targets and (iii) EU Strategy themes

<http://www.cbd.int/doc/world/gb/gb-nbsap-v3-en.pdf>

表 1：イングランドの生物多様性国家戦略における優先行動

<p>ビジョン：2050 年までに我々の陸域と海域が野生動物豊かな場所となり、生物多様性が評価され、保全され、回復され、持続可能に管理され、より回復力に富み、変化に適応できるようになることで、重要なサービスを提供し、全ての人に恵みを与えるようになっていること。</p>		
<p>ミッション：野生生物及び人間に恵みをもたらす、より多くかつより良い自然のための場所の存在により、生物多様性全体の損失を食い止め、健全で良好に機能する生態系を支援し、相補性のある生態学的ネットワークを確立すること。</p>		
優先行動*	該当成果目標	対応愛知目標
より統合された大規模保全アプローチ		戦略目標 C、D
相補性があり、回復力に富む生態学的ネットワークの確立	1A, 1B, 1C, 1D, 3	5, 7, 10, 11, 12, 14, 15
海域の 25%超をカバーする海洋保護区ネットワークの確立と管理	2A, 2C, 3	7, 10, 11, 12, 14, 15
生息地ベースの手法による保全が難しい優先種の回復に特化した措置の実施	3	6, 12
農業遺伝資源の多様性の確保	1A, 1C	13
生物多様性政策の中心に人を据える		戦略目標 A
生物多様性パートナーシップとの協働	すべて (特に 4)	1, 4
官民の意思決定における生物多様性への考慮促進	1B, 1C, 1D, 3, 4	1,2,3,4
新規かつ革新的な資金メカニズムの開発	すべて	20
環境負荷の削減		戦略目標 B
生産性の向上と環境性を両立する農地管理	1A, 1B, 1C, 1D, 3, 4	1, 3, 4, 5, 7, 8, 11, 12, 13, 14, 15
共通農業政策 (CAP) の改革	1A, 1B, 1C, 1D, 3	3
持続可能な管理にある既存森林の拡大と森林面積自体の拡大	1A, 1B, 1C, 1D, 3, 4	3, 4, 5, 7, 9, 11, 12, 14, 15
計画システムの改革による戦略的な郊外自然計画アプローチ	1B, 1C, 3	4, 5, 11, 12, 14
新規かつ自発的な生物多様性オフセット手法の確立と試行	1B, 1C, 3	4, 5, 11, 12, 14
生物多様性のための行動と水環境保護措置の調和	1A, 1B, 1C, 1D, 3	4, 5, 6, 8, 9, 11, 14
生物多様性を改善する洪水・浸食管理アプローチの促進継続	1A, 1B, 1C, 1D, 3	4, 5, 11, 12, 14, 15
水の汲み上げ制度の改革	1A, 1B, 1C, 1D, 3	4, 5, 11, 12, 14, 15
経済、社会、環境への配慮を統合する 10 の海洋計画の策定	2C, 3	4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 14, 15
広範な環境目的に資する漁業管理の確保に向けた改革の実施	2B, 3	3, 4, 6, 7, 11, 12, 14
大気汚染による生物多様性への影響の削減	1A, 1C, 3, 4	4, 8
侵略的非在来種枠組戦略の実施継続	1A, 1B, 1C, 2C, 3, 4	1, 4, 5, 7, 9, 12
知識の向上		戦略目標 E
研究開発：証拠に基づく根拠の構築。戦略中の優先分野に研究投資を振り向けるための関係機関の協働	すべて	すべて (特に 19)
モニタリングとサーベイランス：戦略の進捗評価。生物多様性の状態変化とサービスのフローを監視するための厳密で信頼でき、より調整された体制の実現	すべて	すべて (特に 19)
データ共有と証拠に基づく明確なコミュニケーション	すべて	すべて (特に 19)

* 各優先行動の内容は抄訳

③フランス (France) ※環境省仮訳

「生物多様性国家戦略 2011-2020」

第1次国家戦略(2004)の改訂版となる。100以上の国内ネットワーク・団体の参加で構成される検討委員会による改訂作業の枠組みとして愛知目標が利用された。既存の様々な国家戦略や行動計画との相互補完的で一貫性を維持しているほか、地方政府や市民社会の様々なステークホルダーによる実践が不可欠として以下を特に重視している。

- 全ステークホルダー向けの生物多様性に関する情報と教育の増加
- 開発プロジェクトにおける生物多様性の主流化(特に豊かな生物多様性が地元住民に重大な社会経済的・文化的価値を持つ海外仏領)
- 生物多様性ガバナンス(地方レベルから世界レベルまで)

全41頁と分量的にはイングランドと大差なく、構成も類似しているが、愛知目標には必ずしも対応していない国内目標も設定している。

国家戦略の構成

- ・行動ビジョン、共通のミッション
- ・相補的な6つの戦略目標
- ・相互に関係する20の個別目標
- ・ガバナンス、モニタリング、評価

行動ビジョン

民主的プロセスを通じた新たな生き方と更なる人間性の希求

共通のミッション

- ・生物多様性を維持し、回復し、強化し、価値を評価し、その公正かつ持続可能な利用を確保すること。
- ・全ての人、あらゆる活動部門を巻き込むこと。

協働

社会全体を動員することが成功の鍵

フランスの生物多様性

現状、人類への有用性、圧力等について簡潔に記述している

国内目標：6つの戦略目標に分類される20の個別目標からなる(表2)。教育や外交にも言及している。

戦略目標A：生物多様性のために行動する意欲の創出

戦略目標B：生命とその進化する能力の維持

戦略目標C：共有財への投資：生態学的資産

戦略目標D：持続可能で公正な生物多様性の利用の確保

戦略目標E：政策横断的一貫性と行動の実効性の確保

戦略目標F：知識の発展、共有、普及

ガバナンス、モニタリング、評価

- ・ガバナンスの原則：協働、公開協議、横断的アプローチ、モニタリングと評価等
- ・各ステークホルダーのコミットメントによる実施：国、地方、経済主体、NGO、パートナーシップ
- ・モニタリングと評価(原則、関連主体、指標)

表2 フランスの国家戦略における個別目標*

行動ビジョン 民主的プロセスを通じた新たな生き方と更なる人間性の希求		
共通のミッション ・生物多様性を維持し、回復し、強化し、価値を評価し、その公正かつ持続可能な利用を確保すること ・全ての人、あらゆる活動部門を巻き込むこと		
国別目標		対応愛知目標
戦略目標 A：生物多様性のために行動する意欲の創出		
個別目標 1	共通の自然志向文化の強化・醸成・共有	1
個別目標 2	動員と市民イニシアティブの強化	-
個別目標 3	意思決定者にとって生物多様性を肯定的なものに変える	2
戦略目標 B：生命とその進化する能力の維持		
個別目標 4	種とその多様性の維持	12、13
個別目標 5	相補的な保護地域ネットワークを含むグリーンインフラの構築	11
個別目標 6	生態系とその機能の維持と再生・回復	11, 14, 15
戦略目標 C：共有財への投資“生態学的資産”		
個別目標 7	経済決定に生物多様性保全を含める	2, 3
個別目標 8	生物多様性のための生物多様性を通じた創意工夫	4, 18, 19
個別目標 9	生物多様性のための財源及び人材の開発と継続	20
個別目標 10	生物多様性を海外仏領における開発と地域協力のための原動力とする	-
戦略目標 D：持続可能で公正な生物多様性の利用の確保		
個別目標 11	生物多様性への圧力の管理	5, 8, 9, 10
個別目標 12	生物資源利用の持続可能性の保護	4, 6, 7
個別目標 13	生物多様性の利用から生じる利益の衡平な配分	16
戦略目標 E：政策横断的一貫性と行動の実効性の確保		
個別目標 14	公共政策を横断する一貫性の確保	3, 17
個別目標 15	官民の政策や事業における生態学的効率性の確保	-
個別目標 16	仏領間での国内的・国際的連帯性の発展	-
個別目標 17	グリーン外交及び生物多様性のための国際ガバナンスの強化	-
戦略目標 F：知識の発展、共有、普及		
個別目標 18	研究の発展及び知識の生産・分析・共有・普及の組織化と継続	18, 19
個別目標 19**	知的資源を動員し、考え・行動する能力を構築するための専門知識を向上	-
個別目標 20	あらゆる教育や研修における生物多様性の主流化	-

*個別目標は抄訳

** IPBES に言及

フランスの生物多様性国家戦略 2011-2020 の目次

Introduction

- A vision for action
- A shared mission
- Working together
- Biodiversity in France

The Twenty National Biodiversity Strategy Target

Strategic goal A: Generate the willingness to act in favour of biodiversity

- Target 1: Foster, enrich and share a nature-oriented culture
- Target 2: Reinforce mobilisation and citizen initiatives
- Target 3: Turn biodiversity into a positive issue for decision-makers

Strategic goal B: Preserve life and its ability to evolve

- Target 4: Preserve species and their diversity
- Target 5: Build a green infrastructure including a coherent network of protected areas
- Target 6: Preserve and restore ecosystems and their functioning

Strategic goal C: Invest in a common good: our ecological capital

- Target 7: Include preservation of biodiversity in economic decisions
- Target 8: Develop innovations for and through biodiversity
- Target 9: Develop and perpetuate resources for biodiversity
- Target 10: Turn biodiversity into a driver for development and for regional cooperation in the overseas entities

Strategic goal D: Ensure sustainable and equitable use of biodiversity

- Target 11: Control pressures on biodiversity
- Target 12: Safeguard sustainability of biological resource use
- Target 13: Share equitably the benefits arising out of the utilisation of biodiversity on all scales

Strategic goal E: Ensure consistency across policies and the effectiveness of action

- Target 14: Ensure consistency across public policies on all scales
- Target 15: Ensure ecological efficiency of public and private policies and projects
- Target 16: Develop national and international solidarity among territories
- Target 17: Reinforce green diplomacy and international governance for biodiversity

Strategic goal F: Develop, share and promote knowledge

- Target 18: Develop research, organise and perpetuate the production, analysis, sharing and dissemination of knowledge
- Target 19: Improve expertise in order to build capacity to anticipate and act, mobilising all sources of knowledge
- Target 20: Develop and organise mainstreaming of biodiversity issues in all education and training courses

Governance, monitoring and evaluation

Monitoring and evaluation of the NBS: principles, relevant bodies and indicators

Annexes

- Annexe 1: Subscription to the NBS、 Annexe 2: Results of the public consultation on the NSB
- Annexe 3: Mapping between the Aichi (CBD strategic plan) and the NBS targets、
- Abbreviations and acronyms、 Glossary (asterisks refer to the Glossary)

<http://www.cbd.int/doc/world/fr/fr-nbsap-v2-en.pdf>